

令和2年度日本心臓リハビリテーション学会研究助成金および
若手研究者助成金についての運用規定

1. 助成期間は当該年度内（令和2年5月1日より令和3年3月31日まで）とし、助成期間終了までに助成金を使用すること。
2. 助成金は適切に管理すること。研究助成金は助成対象者の個人口座に振り込み助成対象者自身で管理することを原則とする。その場合、専用の普通預金口座を開設し、利息を含めて全額を使用すること。助成期間終了後に残高が0となった通帳のコピーを提出する。通帳の宛名は、令和2年度研究助成金代表者〇〇〇〇、あるいは令和2年度若手研究者奨励助成金代表者〇〇〇〇とする。助成金を所属機関が一括管理することが必要な場合は、所属機関に振り込まれた助成金が、助成対象者により適正に使用・管理されたことを当学会が文書等により確認できることを条件とする。この場合は、事前に事務局まで連絡し、間接経費（オーバーヘッド）が免除されるよう努めること。
3. 終了後は報告書および証拠書類（領収書等）の提出を求めるので用意しておくこと。領収書の宛名は必ず「日本心臓リハビリテーション学会」とし、所属機関名や個人名のみ、上様等の記載は避ける（学会名でない場合、支払いができない場合がある）。なお、出納様式については、別途事務局より配信する。また、助成金の使途が申請内容と異なる場合は、その理由を文書により提出するよう求めることがある。
4. 助成金は、研究に要する物品の購入費用および研究の推進に必要な用途に使用すること。ただし、備品の購入費用は助成額の50%を超えないようにすること。また、謝金、学会年会費、旅費、学会参加費として使用することはできない。なお、営利を目的とする場合など助成金申請書において助成金の使途が、本助成の目的にとって適切でないとは判断される場合は、審査の対象外となる。助成金の使途について、不明の点は学会事務局に問い合わせること。
5. 研究成果を論文として発表することを義務とし、該当論文には本研究助成を受けた旨を記載し、論文別冊を事務局に提出すること。投稿先は当学会誌が望ましいが、他誌に投稿する場合は当学会誌に研究助成報告（研究の概要と成果に関する解説記事、1200～1600字程度）を掲載することが必要である。論文の発表期限は研究期間終了後1年6ヶ月以内とする。事情により掲載が遅れる場合は「論文提出遅延理由書」の提出を求める。
6. 同一施設から前年度受賞したのと同じ研究領域の申請がなされた場合や、

同一年度において心リハ研究助成と若手研究奨励助成の各受賞者が同一施設となった場合は、審査の過程において受賞対象外と判断することがある。

以上